

政策会議 議事概要

| 開催日 | 場所 |
|------------|--|
| 出席者 | <input checked="" type="checkbox"/> 市長 <input checked="" type="checkbox"/> 副市長 <input type="checkbox"/> 教育長 <input checked="" type="checkbox"/> 市長公室長 <input checked="" type="checkbox"/> 総務部長 <input checked="" type="checkbox"/> 市民生活部長 <input checked="" type="checkbox"/> 健康福祉部長 <input checked="" type="checkbox"/> 産業部長 <input type="checkbox"/> 農業委員会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 建設部長 <input checked="" type="checkbox"/> 一宮市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 波賀市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 千種市民局長 <input type="checkbox"/> 教育部長 <input checked="" type="checkbox"/> 会計管理者 <input checked="" type="checkbox"/> 議会事務局長 <input type="checkbox"/> 総合病院副院長兼事務部長 |
| 議題 | 宍粟市過疎地域持続的発展計画の改訂について |
| 総合計画での位置付け | 基本目標 基本方針 基本施策 |
| 総合戦略での位置付け | |
| 現状 | 令和3年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和13年3月31日まで10年間の時限。以下「過疎法」という。）が施行され5年目を迎えるところだが、令和3年度に策定した現行の宍粟市過疎地域持続的発展計画（以下「過疎計画」という。）が令和7年度末に期間満了を迎えることより、現行計画を見直し、令和8年度からの5か年計画へ改訂する必要がある。 |
| 課題 | 全域が過疎地域に指定されている本市においては、人口の減少、少子高齢化の進行等の厳しい社会情勢が継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通機能の確保及び向上、医療体制の確保、教育環境の整備、集落の維持及び活性化、農地、森林等の適正な管理等が課題となっている。 |
| 決定事項 | ○宍粟市過疎地域持続的発展計画素案を承認し、令和8年3月議会への提案に向けて、パブリックコメント・議会の意見聴取・県協議等、必要な手続きを進める。 ※ただし、パブリックコメント等を進める前に、計画案に計上する事業について、全部局に計上漏れがないか等、確認すること。 |